

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

山梨国民年金 事案 366 (事案 295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年3月までの期間、同年6月から55年4月までの期間、56年1月から同年10月までの期間及び57年5月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から54年3月まで
② 昭和54年6月から55年4月まで
③ 昭和56年1月から同年10月まで
④ 昭和57年5月から58年3月まで

ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。昭和58年3月末から4月頃、国民年金の加入手続とともに、未納期間の保険料をA区役所B出張所窓口で一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。前回申立ての回答には納得がいかないので再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和58年3月末から4月頃、国民年金の加入手続とともに、未納期間の保険料をA区役所B出張所の窓口で一括納付したと主張しているものの、i)申立期間①及び②の保険料については、時効により納付できず、特例納付実施時期でもないこと、ii)申立期間③の保険料については、国民年金加入時点において過年度保険料であり、社会保険事務所(当時)扱いであることから、区役所窓口では納付できないこと、iii)申立期間④の保険料の納付方法について、申立人は、他の申立期間と一括で約23万円を納付したと主張しているが、上記のとおり、申立期間①から③の保険料を区役所窓口で納付したとは認め難く、申立期間④の保険料については5万7,420円となることから、申立人の主張には齟齬があること、iv)国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申

告書等)は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないこと等から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「区役所で転出手続を行う際に、『年金を納付してからでないと手続はできない。』と言われたので、年金の窓口に行き、そこで、『何年分支払いますか。』と尋ねられ、取りあえず一年分と言うと、『厚生年金とだぶりますけど遡って支払ができます。』と言われたので、23 万円支払った。」と申し立てており、手続当時の担当者名を数名挙げている。

しかし、A区役所C課によれば、昭和 58 年 3 月及び同年 4 月における同区役所B出張所には、申立人が担当者として挙げた姓の職員は在籍していないとしており、また、区役所職員が、年金を納付してからでないと転出手続ができない旨の説明を行うことや時効となっている期間の国民年金保険料の納付を求めることは考え難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から48年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、母親が手集金の時代に払っているはずである。未納になっている理由が分からない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時に、母親が国民年金への加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付していたと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、A市で昭和48年11月7日に払い出されたものであり、その時点で申立期間は過年度保険料となるため、納付組織では集金ができない期間である。

また、申立人は、「20歳時からの5か月分の保険料が納付されているのに、申立期間が未納になっていることは不可解である。」と主張しているが、当該昭和45年*月から同年*月までの5か月分の保険料については、53年9月22日に附則第4条による特例納付で納付されたものであり、20歳時の加入時に納付されたものではない。

さらに、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年12月24日まで
② 昭和23年2月1日から29年5月18日まで
③ 昭和29年7月1日から30年5月10日まで
④ 昭和30年7月1日から31年5月20日まで
⑤ 昭和31年7月1日から32年3月22日まで

A社を退職した後、脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す資格期間、平均標準報酬額、支給金額及び支給年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、B社C工場とA社の厚生年金保険被保険者記号番号も併記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性の被保険者記録を調査したところ、申立人を除く47人のうち41人に脱退手当金が支給され、そのうち34人が4か月以内に受給していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間の間に、脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、社会保険事務所（当時）の管轄も異なることから、申立期間当時は、請求者からの申出が無い限り、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。